

遠江國、天龍河、其支流曰小天龍、河面廣而無橋、土人棹艇渡旅客、官家往還時架浮橋。

〔吾妻鏡 三十二〕嘉禎四年○曆仁元年正月廿八日乙亥、將軍家○藤原賴經御上洛、二月六日壬午、今曉諸人

乘替以下、御出以前進發、插王霸之忠、不及狐疑、欲競渡天龍河之間、浮橋可破損歟、雖加制敢不拘之

由、奉行人横地太郎兵衛尉長直等馳申、仍左京兆○北條泰時鷄鳴之程、於懸河宿、到于河邊、著座敷皮、雖

不令發一言給、諸人成禮猶餘、自然令靜謐、訖將軍家御通之後、乘馬供奉云云、此河水俄落、供奉人所

從等者、不能渡浮橋、又無乘船沙汰、大半渡河、水僅及馬下腹云云、

〔梅松論上〕むかしより東士西に向ふ事、壽永三年には範頼、義經、承久には泰時、時房、今年建武二年

には御所高氏、直義、第三箇度なり、御入洛何のうたがひかあらんとぞ勇悦あいける、去ながら海

道は山河の間に足が、りの難所に付、合戰治定有べしと覺えし處に、天龍川の橋をつよくかけ

て渡守を以て警固す、此河は流はやく水ふかき間、ゆ、しき大事なるべきに橋をば誰か沙汰し

て渡したりけるぞと尋ねられしかば、渡守どもが云、此間の亂に我等は山林○林一本作奥に隠れ忍び

て、舟どもをば所々に置いて候ひしに、新田殿當所に御著有て河には瀬なし、敗軍なれども大勢な

り、馬にて渡すべきにあらず、また舟を以てわたさばおそくして味方を一人なりとも失はん事

不便なるべし、いそぎうき橋をかくべし、難澀せしめば汝等を誅すべしと、御成敗候ひしほどに、

三日の間に橋をかけ出して候なり、新田殿は御勢を夜晝五日渡させ給ひて、一人も残らずと見

えし時、新田殿御渡り候しなり、其後軍兵此橋を頓て切落すべきよし下知せし時、義貞橋の中よ

り立歸て、大に御腹を立られて、我等を近く召れて仰合られ候しは、敗軍の我等だにも掛て渡る

橋、いかに切おしたりとも、勝に乗たる東士、橋を掛ん事、時日をめぐらすべからず、凡敵の大勢

に相向ふ時に、御方小勢にて川を後にあて、戰ふ時にこそ、退くまじき謀に舟をやき、橋をきる

こそ、武略の一の手だてなれ、義貞が身として、敵とてもかけて渡るべき橋を切落して、急におそ